

鶴ヶ島市立南中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

鶴ヶ島市立南中学校

1 いじめとは

- いじめはどの学校、どのクラスの子にも起こり得るものです。
- いじめは心理的又は物理的に対象生徒が心身の苦痛を感じる行為です。
- いじめは、犯罪行為として取り扱うべきものです。

2 基本方針

- 事後対応ではなく、いじめを未然に防止する健全育成型の取組を推進します。
- いじめを早期に把握できる学校、いじめにしっかり組織的に対応できる学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。
- いじめに対する取組を進めるなかで「一人前の社会人として自立していける」子供を育てます。

3 組織

いじめ対策委員会

(1) 構成メンバー

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 学年主任
生徒指導主任 教育相談主任 生徒指導担当 養護教諭
※さわやか相談員 ※スクールカウンセラー
※スクールソーシャルワーカー ※主任児童委員
※青少年健全育成推進協議会会長 ※学校運営協議会会長
※PTA会長 ※西入間警察生活安全課署員 ※学校医 等
(※は必要に応じて招集)

(2) 会議

年度当初会議 本年度の方針の確認
定例会議(毎週) 情報交換 対応策の確認
年度末会議 年度のまとめ 次年度への引き継ぎ 取組の見直し
臨時会議 いじめ発生時の迅速な対応

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

① いじめ未然防止の取組

いじめ防止対策推進法によるいじめの定義・認知の徹底
安定した教育秩序の形成・維持

特別活動、道徳教育、人権教育の充実
授業の充実 いじめ防止対策授業（1学年；いじめ対策プログラム受講）
積極的な生徒指導の推進（生徒のいじめ防止のための自主的・自発的な活動の育成、インターネットを通じて行われるいじめ対策 等）

② いじめ早期発見の取組

定期的なアンケートの実施(年5回)
教育相談体制の充実(二者面談・三者面談)

③ いじめ早期対応の取組

組織的で迅速な対応
保護者、関係機関、市教育委員会との連携

④ 重大事態の対応

組織的で迅速な対応
市教育委員会、関係機関等との連携

5 保護者との連携

- ・未然防止のための情報提供
- ・いじめ発生時の情報共有

6 関係機関、専門家との連携

- ・教育相談体制について鶴ヶ島市立教育センターと連携する
- ・スクールカウンセラー等心理の専門家との連携
- ・重大事態に対して市教育委員会、警察、医療機関、弁護士等と連携する

7 年間取組計画（取組の評価とPDCAサイクル）

- ・生徒指導部会の定期的開催（いじめ防止対策委員会）
- ・生徒指導部会（いじめ防止対策委員会）において、取組の見直しと次の取組の改善について定期的に検討する。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)